

白山市学童野球連盟規約

白山市学童野球連盟

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は白山市学童野球連盟と称す。

第2条 本連盟の事務局は、事務局長宅に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は野球を通じて、明るく、正しく、たくましい健全な学童を育成する。

第4条 本連盟は学童野球の振興にきよする。

第3章 事業

第5条 本連盟は前章の目的達成のため下記の事業を行う。

- 1) 各種学童野球大会の開催。
- 2) 学童野球の普及、発展及び技術向上に関する指導研究。
- 3) 障害防止と安全対策の確立。
- 4) その他目的達成に必要な事。

第4章 加入資格

第6条 本連盟への加入資格は、原則として小学校生とする。

第7条 本連盟に加入したチーム選手は、石川県野球協会学童部に所属するものとする。

第5章 加入と加入手続き

- 第8条 本連盟へのチーム及び選手登録は、毎年、連盟が定めた日までに手続きを完了しなければならない。
- 第9条 不慮の事故に備え、加入選手にはスポーツ障害保険を掛けねばならない。
- 第10条 新たに参加するチームは連盟理事会の承認を得なければならない。
- 第11条 1校下に2チームの登録は認めない。
- 第12条 同一地区で複数校下（小学校）による統合チームは連盟理事会に承認を得ること。

第6章 役員と機関

- 第13条 本連盟に次の役員を置き、理事会及び拡大理事会を組織する。

理事長	1名	広報部長	1名
副理事長	若干名	会計	1名
事務局長	1名	理事	各チーム監督又は代表者
運営部長	1名		
運営部	若干名		
会計監査	1名		
審判部長	1名		

- 第14条 理事会は理事長が招集し、上記役員で組織し、下記の事項について審議する。
- 1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - 2) 予算、決算に関すること。
 - 3) 役員の選出及び補充に関すること。

- 4) 登録チームの承認及び規約改正、表彰に関すること。
- 5) その他

第15条 拡大理事会は理事会を含む役員で組織し、理事長の招集により下記の事項を審議する。

- 1) 第5条に関すること。

第16条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第17条 本連盟に審判部を置く。 (第8章に定める)

第18条 本連盟は第14条に定める役員の他に下記の役員を置く。

会長(1名) 副会長(若干名) 顧問(1名) 他

第7章 総会

第19条 総会は本連盟最高の決議機関であり、全役員、全委員で組織する。

第20条 総会は会長が招集し、理事会及び各会議の決議事項を審議し決定する。

第8章 審判部

第21条 審判部員は原則として各チームから選出する。

第22条 審判部は理事会決議に基づき次の事項を行う。

- 1) 各大会の審判と審判部員の割り振り。
- 2) 審判講習会の実施。
- 3) ルールに関する事の指導、徹底。
- 4) その他

第9章 会計

第23条 各チームは連盟の定める会費を納入する。本連盟は下記に掲げるものでの収入とする。

- 1) チームの登録費
- 2) 大会参加費
- 3) 寄付金
- 4) その他

第10章 運営細則

第24条 各チーム（役員・理事）は、連盟の諸会議に出席しなければならない。

第25条 会議時間は厳守のこと。欠席する場合は事前に連絡をし、決定事項の確認は自ら行うこと。

第26条 本連盟に加入しているチームは、本連盟が運営する全ての大会に参加しなければならない。

第27条 やむを得ない事情により参加できなくなったチームは、事前に連盟の承認を得ること。

第28条 大会運営は、毎年連盟が定めた規定に基づき運営するものとする。

第11章 処分

第29条 本連盟は第3条の精神に反したチーム、監督及び関係者を処分する事ができる。

- 1) 厳重注意
- 2) 大会出場停止
- 3) それ以上のペナルティー

第30条 処分の決定は理事会で決定し会長が行う。

第31条 1) 代表者、監督、コーチが刑事的責任を負う事件に関連した場合。

- 2) 選手が警察の補導を受け、反省の心を持たず繰り返した場合。

第32条 ペナルティーの決定は、理事会で行う。

第33条 本連盟の運営を円滑にするため、定めなき事項については、理事会で審議し執行することができる。

第34条 本規約の改正には、理事会の承認を必要とする。

第12章 付記

第35条 加入チームは、下記の事項を留意すること。

- 1) チーム登録費、大会参加費は指定された日に必ず支払うこと。
- 2) 各大会の出場ごとに、所定の大会選手登録用紙（20名）を提出すること。
- 3) 年度途中の追加登録は、各大会の抽選日とする。

第13章 追記

連盟理事長（事務局）及び大会運営部長の任務

第36条 連盟理事長（事務局）の任務

- 1) 総会、理事会、拡大理事会等の決定（日時等）及び通達。
- 2) 諸会議議事録、歴代記録及び資料の保管。
- 3) 代記録及び資料の保管。
- 4) 連盟印及び賞状の保管。
- 5) チーム及び選手、指導者等の登録手続き。
- 6) 選手、指導者名簿の作成。
- 7) その他連絡事項に関する全般。

第37条 大会開催地（運営部長）の任務

- 1) 大会日程を連盟へ提出。
- 2) 大会及び総会、理事会等の会場確保。
- 3) 大会横断幕、プラカード等の保管。
- 4) 大会組み合わせ表の作成。
- 5) 大会記録の集約と管理。
- 6) 大会に関する広報資料を新聞社へ提出

7) 大会開催時における運営委員の統括。

8) その他運営に関する事項。

制定日

平成17年 5月 制定

平成21年 3月 改定

平成23年 3月 改定

平成25年 4月 改定

平成26年 3月 改定

2019年 3月 改定